

第1問 答案用紙 (企業法)

問題1	<p>1 7月11日の時点は本件株式併合の効力発生日である同月19日の前であるから、乙会社が本件株式併合を阻止するには、甲会社の株主として株式の併合の差止めを請求することが考えられる。すなわち、①株式の併合が②法令又は定款に違反する場合において、③株主が不利益を受けるおそれがあるときは、④株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる（182条の3）。</p> <p>2 ①182条の3の「株式の併合」は、単元株式数を定款で定めている場合は、当該単元株式数に併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限られている（182条の2第1項カッコ書）。しかし、甲会社は単元株式数を定めていないので、「株式の併合」に該当する。</p> <p>3 ②甲会社は事前開示義務に違反しており、「法令に違反する場合」に該当する。</p> <p>4 ③本件株式併合により乙会社の議決権の割合は減少するため、「株主が不利益を受けるおそれがあるとき」に該当する。</p> <p>5 以上より、④乙会社の甲会社に対する、本件株式併合の差止めの請求は認められる。</p>
問題2	<p>1 第1に、本件優先株式の買取請求の根拠としては、182条の4による反対株主の株式買取請求が考えられる。この請求は、株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に認められる。しかし、本件株式併合は本件優先株式1500株のみを10株につき1株の割合で併合すると1500株は150株となり「1株に満たない端数が生ずる場合」には該当しない。よって、182条の4による請求は認められない。</p> <p>2 そこで、第2に、本件優先株式の買取請求の根拠としては、116条1項による反対株主の株式買取請求が考えられる。①株式の併合をする場合において（116条1項柱書3号イ）、②ある種類の株式（322条2項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、③反対株主は、④当該種類の株式の買取りを請求することができる。②の「322条2項の規定による定款の定め」とは、原則として322条1項により株式併合をする場合に、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とするところ、例外として当該決議を不要とするものである。</p> <p>本問では、①本件株式併合をする場合に、②定款に当該決議を不要とする旨の定めがある。乙会社の議決権の割合と配当額は低下し、②乙会社に「損害を及ぼすおそれ」がある。そして、③乙会社は本件株主総会に先立ち反対の通知をし、かつ、本件株主総会でも反対しているから「反対株主」（116条2項1号イ）に該当する。</p> <p>3 以上より、乙会社は、116条1項により本件優先株式の買取りを請求することができる。</p>

第 2 問 答案用紙 (企業法)

問題 1	<p>1 対第三者責任に関する会社法の規定の条名及び項番号は、429条 1 項である。</p> <p>2 判例は、429条 1 項の法的性質について法定責任説に立っている。すなわち、株式会社の活動は取締役の職務執行に依存しているからその職務執行により第三者が損害を受けることは当然に予想されるので、第三者を特に保護するための責任と解している。そこで、判例は、悪意又は重大な過失の対象は任務懈怠行為で足り、損害は任務懈怠によって直接被った直接損害のみならず、任務懈怠によって会社が損害を被った結果として被った間接損害も含まれると解している。</p>
問題 2	<p>取締役の職務の執行の監督という職務を有するのは取締役会であり（362条 2 項 2 号）取締役ではない。しかし、それでは取締役会に上程されていない事項についての監督の実効性を確保できない。そこで、判例は、取締役は、取締役会に上程された事項について監視するとどまらず、取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば取締役会の招集権又は招集請求権を行使し、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする監視義務を負うと解している。よって、Bは、非上程事項である本件事実について監視義務を負う。そして、その履行方法として、招集権又は招集請求権（366条）を行使し、Aを解職する。</p>
問題 3	<p>1 本件請求の根拠である429条 1 項の要件は、①役員等に任務懈怠行為があること、②①について役員等に悪意又は重大な過失があること、③第三者が損害を被ったこと、④①と③の間に相当因果関係があることである。</p> <p>2 ①取締役Bが「役員等」であるのは明らかであるが、②Bは任務懈怠行為をしているか。たしかに、本件事実はAが主導したものでありBは関与していない。しかし、Bは、内部通報によって本件事実を知っていたのであり、この時点で、非上程事項であっても本件事実を取締役会に上程するために、取締役会の招集権又は招集請求権を行使して監視義務を果たすべきであった。それにもかかわらず、Bは、消費期限が切れた食材を利用した料理を顧客に提供することの妥当性について懸念を伝えた以外に一切の措置を講じていないという点で、監視義務に違反したという任務懈怠行為が認められる。また、この任務懈怠行為がAとの軋轢を避けるために行われていたという点から、Bは自己の任務懈怠行為を認識していたといえ、悪意があったといえる。さらに、③第三者Dは、本件食中毒に罹患し、治療費等の損害を被っている。加えて、Dの本件食中毒は、Bが本件事実について監視義務を怠ったという任務懈怠行為によって直接生じており、これは通常生じる損害であるから、任務懈怠行為と損害には相当因果関係が認められる。</p> <p>3 以上より、本件請求の訴えは認められる。</p>